

別紙3 施設・設備の保守及び備品の管理経費について

施設及び設備の保守・維持管理経費は、以下の項目で、過去の実績を踏まえて、今回の収支予算計画書に計上すること。

ただし、1階レストラン跡の光熱水費及び自動販売機の光熱水費実費相当分については、事業者から区へ一旦支払い、その後区から指定管理者へ支払うため収入として計上すること。

1 光熱水費

※令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症予防により区民施設を中止していた関係で、例年の数値と乖離がある。その為、令和元年度の実績を参考に収支予算計画書を作成すること。

令和元年度実績

電気	ガス	水道	
1,464,428 kWh	178,301 m ³	上水道	下水道
		22,025 m ³	23,508 m ³

2 1階レストラン跡の光熱水費及び自動販売機の光熱水費実費相当分

1階レストラン跡 @30,000×12月＝360,000円

自動販売機 @5,000×3台×12月＝180,000円

3 施設・設備の保守業務費

別途資料提供する「別紙4 設備保守点検業務一覧及び業務仕様書抜粋」を参考に計上すること。

4 建物等修繕費

(1) 建物及び附属設備の修繕費の経費負担は、下表のとおりとする。

	費用が60万円以上	費用が60万円未満
資本的支出に該当する修繕 ・施設の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分を含む修繕 ・備品等の部分を特に品質や性能の高いものに取り替えるような修繕	区	
設置工事等が必要となる施設と一体的な備品等の修繕	区	
指定管理者の管理瑕疵により破損したとき	指定管理者	
上記以外の修繕	区※1	指定管理者※2

※1 原則、区が負担する。ただし、修繕内容等によっては、指定管理者と協議の上、指定管理者が負担する場合もある。

※2 建物及び附属設備であるため、指定管理者負担により処理したものであっても、区の帰属とする。

5 備品整備費

(1) 区が所有する現状の備品（現受託法人所有の物品を除く。）を使用（無償貸与）することとするが、指定管理者が備品を持ち込むことも可能とする。ただし、区が所有する備品の維持管理経費については指定管理者が負担すること。

また、経年劣化等による更新時の経費負担は、下表のとおりとする。

備品の分類	経費負担	財産の帰属
設置工事等が必要となる施設と一体的な備品	区	区
50万円(消費税を含む)未満の備品	指定管理者	指定管理者
50万円(消費税を含む)以上の備品	区	区

- (2) 現受託法人がリース契約によって整備した備品で、リース期間の残余がある備品については、その契約を引き継ぐこと。

6 その他

応募法人が必要と認める経費を計上すること。